

第八章 垂仁天皇

垂仁天皇は、崇神天皇の第三子である。つ

まり、長男でなかった。(第一表参照)

《長男が御存命であつたにも拘らず即位されたの

で、先王の名を引き継いでの日襲名は出来な

なかつたのだらう》

と考へてみたい。

母の皇后を、御間城姫と申し上げる。

垂仁天皇は、崇神天皇(幾代目か不明)の

二十九年正月一日に瑞籬宮で出生され

崇神天皇が崩御された年の翌年(前二九)に

正月二日に即位された。

(*)

参考までに、日相統制度について、解説

系譜
中口のあけぼの 79 757 P

* 古代中国 40の系図では
湯外丙→子仲壬 大桀王
とある
中口のあけぼの 82 Pへ
84 P 大桀王

を見てもみようと
「夏王朝の最後の君主桀王に打ち勝つ
て殷（商）王朝を創始した湯王の死後」
―――その長男の太丁が早く死んで
仲壬へと受け継がれたのちに、長男の子の太
甲へ伝えられた。
このように、王位が兄から弟へ引き継がれ
弟がいないときにはじめて子に伝えられる兄
弟相続制度の例は、それ以後の殷王朝の系図
に――は――は（合計九回）あらわれる。
長子から長子へ継承される直系の長子相続制
度が定着したのは、殷の時代の末に近い武乙
から以降である。
なお、こうした兄弟相続のカタチは、
殷王朝にみられる独特の制度であり、
周王朝では、始めから長子相続制度が確
立していた。
という。――中国のあけぼの（貝塚茂樹、河
出書房新社、七九～八四頁。他参照）

類文 764 号 44 事情 969 踏襲 1569 末子相續 元 1799 乙
 類文 前文

紀上 257 P
 注 24.25
 758 P

といつたことから推しはかると、必すや
 へ周の太伯の後と自称する者達は「長子相續」
 の制度を踏襲していたのであろう
 と思われ。

一かし、何らかの止むを得ない事情があつて
 へ崇神天皇に長男がおいでになつたにも拘らず、
 第三子の垂仁天皇が即位されたのだらう
 と推察される。

(何代目かの)垂仁天皇の十月「纏向」(桜井市
 の北部)切欠部の北に相当するところ「阿
 蘇の外輪山切欠部の北」(今の菊池盆地あたり)
 に都が置かれたのではなからうか。

・これを「珠城宮」という。
 この当時、箕子達と倭人達との対立が際立
 ってきていたように察せられる。

元 300

3

759^P

・今こゝで重仁天皇は、《要塞の地》というハ
 き菊池盆地へ都を遷さ小たのかも知れない。
 *なお後代、日本・百濟連合軍が唐・新羅連
 合軍に大敗した年(六六三年)の直後ころ、
 菊池に日鞠智城^{くまろ}が築かれたようである。(第
 一卷末尾の日日本書紀四年表へ六六五年参
 照)

まただし、あえて述べると、
 へ日珠城宮^{たまきのみや}という名称からいえば、
 少々、玉名^{たまな}八景行^{はつけい}紀十八年六月条に玉杵名色^{たまきなのむら}
 と記さ小ている。寄りのところにあつた可能^{かのう}
 性^{せい}もあろう。な
 などと思われ、詳^{まひ}らかでない。

*あらかじめ述^ふべると、
 「鞠智城^{くまろ}の屋根上^{おねじょう}には、日涼^{すず}みヶ御所^{ごしよ}が
 あつた。
 と言ひ伝えら小ている。(「鞠智城^{くまろ}」(II)熊本
 県教育委員会「平成二十四年三月二十三日発
 行」第一回「六五七六九頁、地勢照」)

扶余系鉄道の工事費の734100円
 ⑤57,10,1田 ← ⑥88916
 ⑦65同文 ⑧5869 →
 元(黒)197 元(赤)149 厚入 278
 元(白)149 厚入 278
 元(黒)278 元(白)149 厚入 278
 元(黒)278 元(白)149 厚入 278

紀(五)
260^p
57
ルビナ

記(里)
197^P
757
ルヒ-有

たぐい
難癖
元1680

記(里) 198^d
記(茶) 278^d

斗九毛得和
前欠及6月

山か子
我物元
元 1980

編者
周152

「E230h」
 (A) 759 P
 (B) 773 P 1/3

761^P

次頁
から

あめのひまこ
● 天^{あめ}之^の日^ひ矛^こは、その男に難癖^{なんへく}をつけ、

ど
お
ど
し
た

男は、仕え無く、赤玉を差しあげた。

無理やり奪取するやうに赤玉を我物にし

た天^{あめの}元^{ひま}日^ひ矛^こは、こ
の美^{うつく}麗^{しな}い^い嬢^{おと}子^こを床^{とこ}の^{とこ}辺^へに

妻と
 結婚して、
 主婦と
 した。

・その嬢子おとめ(妻)は、常に種々の珍味ちんみのものを

用意して、
~~めん~~めん 夫におうと
食へさせた。

と
こ
ろ
か、
~~国~~
~~主~~
国主の子
(天え日矛)
は、

へ奢りて
妻を罵った

記(墨)
198⁴

$(=c)$ $20m$
 $21HG$ 760° ~~$21HG$~~ 260°
 $21HG$ 199° $21HG$ 760° $21HG$ 260°

コクヨ ケー20 20×20

20 2532464

紀上325⁰

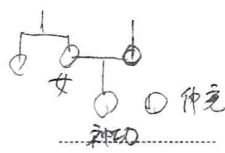
575

① 15 必要 764⁺ 10斤
② 767⁺ 10斤

大分 1860
薩摩 (船首)

凡土に503
同又905

阿山にある。
阿難



765

仲哀紀

行幸は小た時、怡土の縣主等、祖、五十跡手
天皇幸しぬと聲きて、五百枝の賢木を採取し
て、船の舳に立て、上枝に八尺瓊を掛け、中
枝に白銅鏡を掛け、下枝に十握劍を掛けて、
穴門の引鳥に参迎へて献りき。
天皇、勅して、阿難人を、と問ひたまへ
ば、五十跡手奏し、く、高麗の国の意呂山
に、天より降り来し日様の苗裔、五十跡手是
なりとまをさき。
天皇、ここに五十跡手(実は、仲哀天皇の
皇子)日神功皇子の母方の一族の者(を)譽め
て曰りたまひく、く、恪しきかも伊蘇志と
謂ふ。五十跡手が本土は恪勤の国と謂ふべし
とのりたまひき。
今、怡土の郡と謂ふは訛れるなり
とある。
すなわち、
入天元曰、矛や、その苗裔の五十跡手らは、
怡土郡(伊都郡)に居住していた
と考えらる。(第一表参照)

(*)

苗裔

同文 768^p - 2/2
紀260 10行

紀上260^p

(こ)
766^p

出石 地名行138^p 丹後半島の基

※ 突栗郡は三日月の北 紀上260^p 765^p - 1/2 紀上260^p
高津地因四

紀上未OK

と弟の知古に授け紀三年三月条参照)
と答へた古に授け紀三年三月条参照)
と答へた古に授け紀三年三月条参照)

のであろう。
■そのことを風(かぜ)のたよりに伝(つた)え聞(き)かれた垂仁(すいじん)天皇は、哀れにお思(おも)いになり、
の祖である大友主と、倭直(やまとのあたみ)の祖である長尾市(ながおし)を、伊都国(いづくに)へ遣(つか)わされた。
二人は、天日槍(あめのひやり)に、型どおり尋ねた。
「おまえは誰(たれ)か、またどの国(くに)の人(ひと)か」
「僕は新羅国(しらぎくに)の王(みこ)の子(こ)です。しかるに倭奴国(わのなのくに)に聖王(せいおう)がおられると聞(き)き、↑↑↑↑↑自分の国(くに)を

都(みやこ)の赤留比売(あかるとひめ)を恋(こ)い慕(た)った。
○恐らく、
へ天(あめ)元日(のひ)矛(こ)は、この日(ひ)伊都国(いづくに)から倭国(わくに)の

767^r

紀上260⁰ 7行

889⁷

コクヨ ケー20 20×20

紀上260°10分へ
同文 ④767°

768°

紀上260°

日槍が持つてきた物は、次の七つであつたと
いう。
「羽太の玉一箇・足高の玉一箇・鵜鹿鹿の
赤石の玉一箇・赤く輝く石かどいう一箇・出石
の小刀一口・出石の梓一枚・日鏡一面・熊の
神籬一具、あわせて七物」とある。
・察するとこころへ、
へ、これら貴重なる物は、但馬国の出石
↑↑↑↑↑に地理的に相当する所、伊都国に
おいで、長い間、大切にされていた
のだろう。✓
と思われ。③それなのに、垂仁紀三年三月条の分注に
は、あたかも、天日槍が来朝してすぐに出石
の刀子などハツの物を貢獻したかのように
こう記載されてゐる。
「天日槍對へて曰さく、
「僕は、新羅国の主の子なり。――己が国
を以て弟知古に授けて化歸り」
を以て弟知古に授けて化歸り」

と、まうす。仍りて貢献する物は、葉細の珠・足高の珠。日鏡・熊の神籬・膽狭浅の大刀、并せて八物。鵜鹿鹿の赤石の珠・出石の刀・出石の槍。仍りて天日槍に詔して曰はく、日播磨国の穴栗邑へ今、兵庫県穴栗郡。赤穂の北約四〇箇の山地と、淡路島の浅色と、是の二の邑は、汝任意に居れ。とのたまふ。とある。

(1) とはいえ、これら八物の品々を何時に献上したのか、明確に述べられてゐるわけではない。

(2) さらに、西の銅剣・銅矛文化圏と東の銅鐸文化圏とが、西の銅剣・銅矛文化圏と東の銅鐸文化圏の倭奴国の王が、西の極南界の倭奴国の王が、播磨国と淡路島との二つの邑の好きな所に、心のままに居住せよ。と仰せられた筈はあるまい、と思われ。

清房 表 ① 769¹ - 2/5

せむ 紀上 277¹ 王子

紀上 277¹

88
- 3
85

よう

とある。 詔して献上させた。云々

と仰せられた。使者を遣わし、天日槍の曾孫清房

水、則ち神宝になつてゐると聞いた。是非と

も、その宝物を見たいものだから

天皇は、群卿に詔し

新羅の王子天日槍が我が国に渡来した

時携えてきた宝物、今下

但馬に有り、元め国の人々に貴は

たぶん、後代の結果を、ただ単に、来朝記事と同

列に並らべて載せてゐるだけ

と推察される。 垂仁三年から八十五年も

後の垂仁紀八十八年条に、こう記されてい

る。

まだ、^{18.5cm} 時期的にいつて、あまりにも早すぎ

ようである。

「お力」と記さなはと!

・つまり、天日槍が携えてきた宝物は、^{5.3M}八重
仁三年でなく「重仁八十八年に献上された」と
いう。
・恐らく、重仁紀八十八年条の記述の方が正
確なからも、重仁紀三年条も「誤りではない
と」いうことなのだろう。
※ともあれ、日本書紀^四を読み解く際
へ日本書紀の記述の仕方（後代の結果を、
早々と述べたまま書き残す）
に、充分注意する必要がある。（序論へ）
本書紀^四の記載におけるかくれた約束事（参
照）
更にまた、
（後世のある天皇が、天日槍（天日槍の末
裔）に詔して「
播磨国の穴栗邑（兵庫県穴栗郡）と、淡
路島の出浅邑と、この二つの邑に、おまえの
意のままに住むかよいし
と仰せになつたのであろう」と
想像される。

紀上260' 末4行へ
ヤツカハ
臣

769^{P-4/5}

大^大せめて 副詞
④ 十合ではないが、

・推察するところ、
へ天日槍の子孫達が伊都国へ九州北に位
置する海外への出入口というべき重要な地
に居住して強大な力を誇ってゐたのでは、何
かと具合いか悪いので、我が国の朝廷は、
「伊都国」から「近畿地方」への日国替え
を要求したのだらう。

と思われ。・
「かし、天日槍の血筋を引く末裔は、
へせめて、九州の「日伊都国」に似た地形の
所を探して、そこに定住した。」

と望んだのではなかろうか。
・天日槍の子孫（倭人系）にいうと天日槍は、
謹んで「もし私がお願いする地をお許しただけ
るものならば、――臣みすから諸国を巡
り見て、私の心になつたところを賜わいた
く存します。」
と申し上げた。

・天皇は、即座にお許しになつた。
・そこで、天日槍への子孫は、菟道河（珥比）

紀上
260
末3行

紀上
775^P
-14/17

7行

首級を挙げる
かいか 歌を挙げる
大 歌 (かちときを挙げる) 769^P-5/5

数 775^P 14/7
9~109

大 歌 外 居 処

と 想 到 さ れ る 。
* また 察 する と こ ゝ、 我 が 国 の 朝 廷 は、
へ 天 日 槍 の 血 を 受 け た 者 達 が、 倭 国 大 乱
に お り て 大 き な 日 武 勲 (後 述) を 挙 げ た か
ら、 但 馬 国 の 出 石 を 賜 与 し た の で あ る
う、
と 思 わ れ る 。

(*)

住 人 だ の だ ろ う ✓
立 て、 糸 島 半 島 を 丹 後 半 島 と み な し て、
へ 天 日 槍 の 子 孫 達 は、 博 多 湾 を 若 狭 湾 に 見
* 蛇 足 な か ら あ え て 述 べ る と、
伊 都 国 比 相 当 す る 日 出 石 比 移 り
大 蛇 足 だ
北 馬 国 へ 到 り、 出 石 に 居 処 を 定 め た、 と 理 解
さ れ る 。 (垂 仁 紀 三 年 三 月 条 の 分 注 参 照)
大 蛇 足 だ
琵琶湖から流れ下る宇治川をさかのぼって
北の近江国に入り、若狭国を経て、西の方の
但馬国へ到り、出石に居処を定めた、と理解
される。(垂仁紀三年三月条の分注参照)

魏志倭人伝 40P 2行へ
原文 全80P 1行へ

771P-1/6

魏志倭人伝 91P 魏志倭人伝 79P 原文
38P

三〇 魏志倭人伝 771P-4/5 1957
伊都国 768P

伊都国内の柄渠鰐 (日杵) の国

時代のことながら、魏志倭人伝には、曰伊都

国に於いてこう記されている。

「到伊都國。官曰爾支。副曰泄謨鰐。柄渠

鰐。有千餘戸。世有王。皆統屬女王國。郡使

往来常所駐。」

「一か一方、魏略逸文 (翰苑卷三〇) には、

こう述べている。

「到伊都國。戸萬餘。置曰爾支。副曰洩溪

鰐。柄渠鰐。其國王皆屬女王世。」

・すなわち、両者間に、曰有千餘戸。曰戸

萬餘。等の違いが見られる。

④

「ところで、魏志倭人伝は、邪馬台國の複数人

の官吏の名を述べる時、几帳面にも丁寧な、

こういう書き方をしている。

「官有伊支馬。次曰彌馬升。次曰彌馬獲

柄渠鰐
日杵
771P-4/5 3行
天百槍
767P 16行

魏志倭人伝 39
大のり録
無い。
771P-4/5 1行

支ト。次^{ツキ}奴佳鞮^{ニウカニ}ト
官^{カン}に伊支馬^{イシマ}有^{アリ}リ。次^{ツキ}を彌馬^{ミマ}升^{ノボ}と曰^{イハ}フ。次^{ツキ}
を彌馬^{ミマ}獲^ト支^シと曰^{イハ}フ。次^{ツキ}を奴佳鞮^{ニウカニ}と曰^{イハ}フ。
とある。
●それな^ニの^ニに^ニ魏^キ志^シ倭^{ヤマト}人^{ヒト}伝^{デン}に^ニや^ニ曰^{イハ}フ魏^キ略^{リョク}逸^{イツ}文^{ブン}に^ニ
（翰^{カン}苑^{エン}卷^{クワン}三^{サン}〇^〇）は、伊^イ都^ト国^{クニ}に^ニつ^ツい^イて^テの^ノ記^キ述^{ショ}の^ノ
際^{サイ}、
次^{ツキ}を^ニ・・・・・と^ニ曰^{イハ}フ
と^ニい^イう^ニ表^{ヒョウ}記^キを^ニせ^セず^ニ曰^{イハ}フ泄^セ謨^モ觚^コに^ニ引^ヒひ
き^{ツキ}續^{ツク}い^イて^テす^スぐ^ニ曰^{イハ}フ柄^ヘ渠^{キョ}觚^コと^ニ述^{ショ}べ^ベて^テい^イる。
●副^{フク}（官^{カン}）が^ニ二^ニ人^ニに^ニた^タか^カの^ノよ^ヨう^ニな^ニ印^{イン}象^{ゾウ}を^ニ受^{ウケ}ける
か^ニし^シル^ル々^々違^{ヒガハ}和^ワ越^{エツ}を^ニ覚^{オボ}え^エる^ニ文^{ブン}章^{ショウ}で^ニあ
る。
●また、魏^キ志^シ倭^{ヤマト}人^{ヒト}伝^{デン}の^ノ後^{コノ}文^{ブン}に^ニよ^ヨる^ニと、
《景^{ケイ}初^{ショ}三^{サン}年^{ネン}（二^ニ三^{サン}九^{キュウ}年^{ネン}）こ^ノろ^ノ伊^イ都^ト国^{クニ}に^ニは^ハ
邪^{ジャ}馬^マ台^{ダイ}国^{クニ}の^ノ出^デ先^{セン}機^キ関^{カン}と^ニ思^{オモ}わ^ワれ^レる^ニ曰^{イハ}フ一^{イチ}大^{ダイ}率^{ソツ}に^ニ
大^{ダイ}宰^{サイ}帥^{シュ}と^ニ同^{ドウ}様^{ヤウ}の^ノも^ノで^ニあ^アら^ラう^ニか^カ）か^ニ置^{オキ}か^カれ^レ
て^テい^イた^タ。
と^ニい^イう。
●女^メ王^{オウ}國^{クニ}よ^ヨり^ニ以^イ北^{ホク}に^ニは^ハ、特^{トク}に^ニ一^{イチ}大^{ダイ}率^{ソツ}を^ニ置^{オキ}
る。

魏志倭傳 47
こく

前々大
大

風土記 287
80-17

771-3/6
元1267

こく

こく

き、諸國を檢察せしむ。諸國之を畏憚（おそ
れは）はかることす。常に伊都國に治す
とある。

■ ころ推察される。以下、岩波文庫し四三七〇

魏志倭人伝、後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書

倭国伝、和田清・石原道博、昭和三年八月二十日発行参照

「伊都國に到った。官を爾支（大國主など

の主）に相当するものであろうか」と曰い、

世謨觚（追おはさるる）に、伊都大國を

伊都國の爾支（主）は、一大率（大宰帥の

前身）として、諸國を檢察する大きな権限

を持っていた。

そこで、諸國は、えんを畏憚（おそれは）はか

ることし敬った。

一大率は、常に伊都國に治所（政務取扱

所）を置いていた。

伊都國には、千餘戸があつた。

ところろかは、はなはだややこ

い、この伊都國には、柄渠觚（日杵）と

いう國王がいた。

柄杓 (1864)

カニ 2045

*

四

14

1

75

答

馬王

000000

9

有

改

集

...

43(1)

11

2. (2)

1

11

No. 10

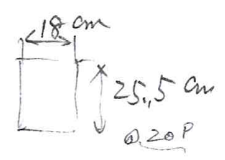
11

11

令和元 5.10(金)~5.11(4日)

下5/10
号

771^P-6/6



昭和四十五年二月発行									
⑤ 古代の日本(3)九州、鏡山猛・田村圓澄									
資料館、平成十三年十月、十二月									
④ 伊都国王都・三雲遺跡展 伊都歴史									
料館、二〇〇二年十一月改訂版発行									
③ 伊都古代の糸島、前原市立伊都歴史資									
料館、二〇〇二年十一月改訂版発行									
⑥ 平原王墓出土品(国宝指定名称・									
福岡県平原方形周溝墓出土品)前原市教育委									
員会、A2版の広さのチラシ。平成十九年六									
月入手									
⑦ 大鏡が映した世界 伊都国歴史博物館、									
平成十八年十月発行									
⑧ 伊都佐々木神社発掘された「平原弥生古									
墳」原田大六・渡辺正気「学生社」一九九八									
年七月一五日発行「一六一〜六頁									

今松葉の板はまったか
727

みらばる 平原直距
1444-4/10

新時代表-238

1896年 29年
1868 明治1

772P-1/23

糸島水道は、あつたのだらうか

北の玄海灘へ向かつて突出し、東西を

博多湾・唐津湾に、南を背振山脈によつて囲

まれた糸島半島は、九州でも有数の古代遺跡

密集地として知られてゐる。

糸島という名称は、律令時代以来の旧

怡土郡と志摩郡とが、明治二十九年

(一八九六)に合併して生まれた。

糸島半島中央部を東西に細長く

怡土郡は、糸島半島中央部を東西に伸びる

水道と糸島水道とを呼ぶ。海峡が

存在していたといわれる。を境に、南側の背振山系北

麓一帯の地名であつた。

志摩郡は、旧日糸島水道の北側にあつた。

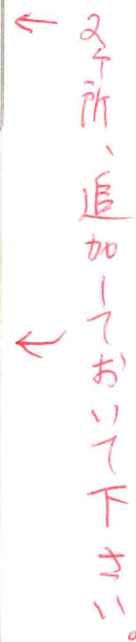
文字通り「島」の意味であらう。

という。(①一二三八―九頁参照)

(*)

た なる、糸島水道を通過して博多湾に抜け
し なる、糸島水道を通過して博多湾に抜け
真 人（は、殺戮・略奪など横暴の限りをなく
際 刀伊族（中国黒竜江省方面に居住した女
を 寛仁三年（一〇一九年）の刀伊の入寇の
を 詳述」などの文献によると、
藤 原道長当時の世相・宮廷の儀式・故実など
の 日記。六一巻（九七八年から一〇三二年に至る）
と ある。また、小右記（小野宮右大臣藤原実資
の 日記。六一巻（九七八年から一〇三二年に至る）
村 諸山海中にありし故、志麻とは名づけられ小
前 原にいたり、此の間皆海にして、西北の諸
江 え、西へ通り、桑原・元岡の前（南）より
前 福岡藩士（の）筑前国続風土記（名は篤信）
図 参照）江戸時代の学者貝原益軒（名は篤信）
次 のような見解がある。（第 208 頁）

同大主土 12F 50



1324

595

④ 1518^P - 4/6, 6/6 全むり 再校 第二巻 98頁

こと

772-4/23

とまり 1と市町村字29P
泊 志登 424-3/7

と、いい、文献上から言えば、
「糸島水道」が有った。
蓋然性（確率）は高そうである。
探る目的で、「縄文時代の海面変動の分析や、
地質・貝化石の分布調査など」地質学的な方
法から検討が加えられた。
するところ、縄文時代以後では、加布里と今
津の両方向から潟状の内湾が入り込んでいた
ものの、泊から志登にかけては「南北に」陸
地としてつながっていた可能性が大きい、と
いう結果が得られた。
現在では、この研究の成果から、「海峡」
という意味での「糸島水道」は無かったとみ
るの加定説になりつつあるが、
水にせよ昔は、東と西から海水が深く入り込
んで内湾が形成され、それによってイトとシ
マ両地域が二つに分離されていたことに間違
いない。
泊や志登あたりは、ちょうど両地域を結ぶ

(元) 1か 級49

級49 (どの部族

狭長な
大蛇川
ト 試掘溝とある

772-5/23

かかそう
延 隔靴掻痒
な 言を附て確まもる

タイロ由727

4130' 左

1576-3
糸島水道の図

伊都口遺跡ガイドブック
167~169頁 大蛇

陸橋(道路・鉄道
などのたがひけらした橋)

(3) 箕子の子孫達
(2) 当初の弥生人の子孫達
(1) 扶余系殷民の子孫達

り割った種族を特定するのは難い
陸部を握

たら、事実が判明するに相違ない
もつとも、仮りに河川の存在が明らか

試掘溝(トレンチ)を、一し数本掘ってみ
泊、志登あたり、南北方向へ伸びる

と思われ
と西の入江を繋いだ

へ泊、志登あたり、河を掘り、東の入江

と述べた
宜を、たのではなかろうか

有明海と不知火海とを繋いで海上交通の便

第七岸へ松葉の瀬戸はあったか
へ倭人達は、宇土・松橋間に運河を掘り割

という。(2) 一六七~九頁参照

地峡(くびれ部)になつていたらと考えられる

伊都国置跡ガイド
47P 63ルビ
49P 61ルビ

タイトル 423-1/3

424P-3/4

772-6/23

ゆうろ
流路 はま

本誌でもって 前頁15行

大

みどり

この地域の支石墓は、他地域の支石墓と比べ

井田用会支石墓や曾根石ヶ崎支石墓など、

系島地方に住んだ箕子の子孫達

参考までに「扶余系殷民」との係りが強そう

な二例の字真を載せておきたい(写真四版175・176参照)

い「既述」

と述へた(第三章「南方式支石墓」にお

知れない

達「殷民の子孫達が築いた支石墓と、箕子の子孫

先に、系島地方に住んだ扶余系殷民の子孫達

等のうちどの部族が水路を開鑿したの

か「何等かの痕跡でもって立証出来るかも知れない

*水路変更の跡など、発見される可能性もある。

- ・カラー
- ・頁の上半分に
二葉並らべて
掲載ください。



新や(1)-281頁より32図
③ 303-10/14

伊都国遺跡ガイドブック
63ページに載る →

写真図版 176

前原市三雲加賀石支石墓出土の磨製石鏃

- ・第32図 扶余郡松葉里遺跡の石棺から出土した石鏃と酷似している。

ト 第101図「糸島地方の支石墓分布」の11(三雲加賀石支石墓)には、扶余系殷民の子孫が葬られたのであろう。

④ 新や(2) 102頁

『伊都国遺跡ガイドブック』糸島新聞社、平成13年4月30日発行、口絵参照。

599

772'-7/23

『伊都国遺跡ガイドブック』169頁の下段に
「浦志遺跡群」と記載されている
元町町字 29にウラシとある



伊都国遺跡
ガイドブック 172
ページに載る

写真図版 175 前原市浦志遺跡出土の小銅鐸

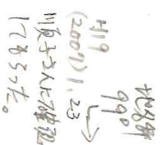
- ・鈕の断面は、菱形でなく、田字円形である。
- ・扶余系殷民の子孫達によって振り鳴らされていたのではなかろうか。

ト 第101図「糸島地方の支石墓分布」の8(志登支石墓群)から見て、西南約1kmのところに、浦志がある。第○図にも浦志と記されている。

⑤ 新や(2) 102頁
252300年前の糸島

伊勢国 遠跡サンヅガ 48の因
かる転載 150

「新全時代」森浩-240⁷
す¹¹ は¹¹ ち¹¹
王瑞梅幸川
か¹¹ は¹¹ ち¹¹
川原¹¹


$$772 \frac{9}{23}$$

井原 鎧造遺跡とやまきーたー。
⑦ 11/22 32.623
⑧ 11/444
4/10

1429

第209図 三雲・井原・平原遺跡の位置と
周辺主要遺跡

伊都国遺跡ガイドブック 糸島新聞社、平成13年4月30日発行、48頁参照。

「孫生時代」森浩—240⁰ = 三賢、井原、とルビ有3。
 彌山神龍石 715-2/

新文(2)-90 第101回

← 附生時代 蘇浩一
"と 238° 未3分
怡土

⑫ たかすやま
高祖山 (46m)
△ ←
とて おいて 下に

5000/1000
Ting 223 (416m)

Φ 775^v-10/17

601

↑ 中世
上線(破線)を
等間隔に3つ入
下21。

1975
-1822
153

伊都国
遺跡加外 53P →

(こ) かつかる
772P-10/23 (改行)

弥生時代 243
11行へ

弥生時代 II 243
不要 27内

たぶん
164

口管玉一匹、それに砕かれた無数の玉があった。
さらに、鏡を重ねた間から、直径二寸八分
(約九分)厚さ二分(六ミリ)の扁平で中央に
穴のあいたガラス製品(璧玉)多数が見いださ
れた。(①一二四三頁参照)し
と、三雲南小路遺跡の出土品のうち、銅剣一口
と、内行花文清白鏡一面は、博多の聖福寺の
所蔵となり、現在は京都国立博物館に移管、展示されている。
(写真版 188 金鏡等参照)・特に鏡は、遺跡の年代を推
定するの役に立った。(※これらは国の重要文化財に指定されてい
る)・その他の遺物は散逸しているものの、青柳種信
が書き残した図面によつて、概略を知ること
ができる。(①一二四三頁参照)し
さて、最初の発見から約百五十年後の昭和五
十年(一九七五)、福岡県教育委員会による
発掘調査が行なわれ、この墳墓がふたたび人
々の目の前に姿を現わした。(第210図参照)
・この調査では、江戸時代に発見された
甕棺のすぐ隣から新たに別の甕棺が発見され
た。先出のものを一号甕棺、新発見のものを

コクヨ ケー20 20×20
ひらばる

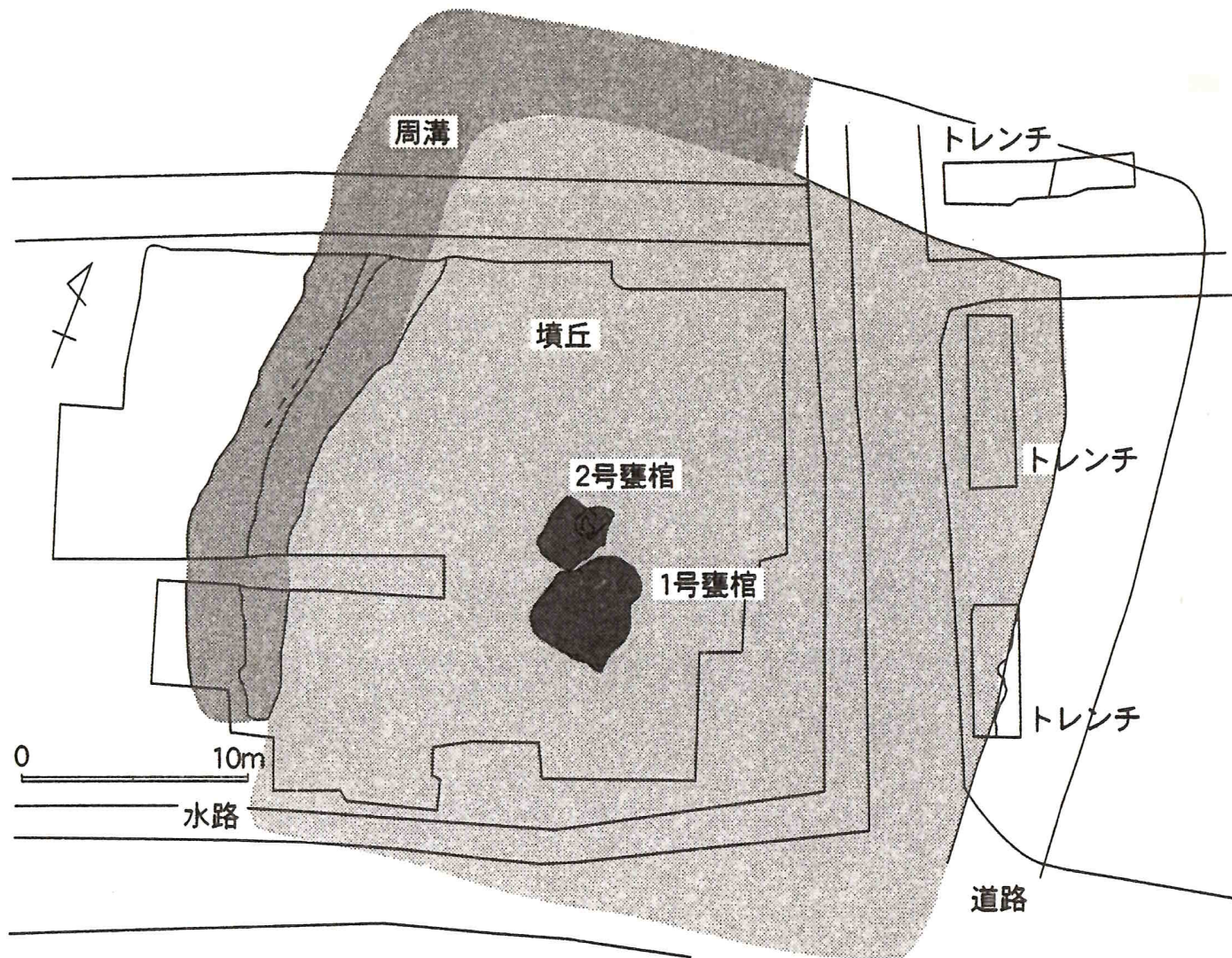
・平塚遺跡の位置と周辺の主要遺跡

602

772P-14/23

772P-14
に写真有る

772^p-11/23



第210図

想定される三雲南小路墳丘墓

『伊都国遺跡ガイドブック』糸島新聞社、平成13年4月発行、55頁参照。

前217頁

新北(2)-122页

・右頁全面に大きく
ほみだして掲載下さい。

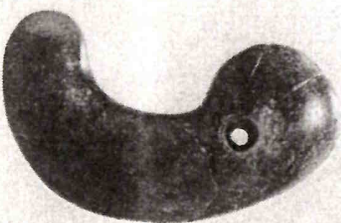
徳原、文林の2名蔵主の署名は
西438244にある



772P-13/23

2号甕棺の出土状況

605



連弧文「日光」銘鏡

ガラスや硬玉の装身具

写真図版177 三雲南小路遺跡2号甕棺から出土した主な副葬品

1364

『伊都国遺跡ガイドブック』糸島新聞社、平成13年4月30日発行、口絵、56頁参照。

木村

・カラー
・左頁全面に、大主はみ出しで掲載下さい。

柳を1-11

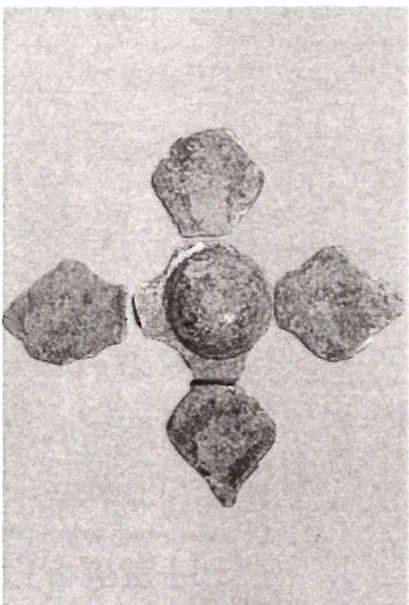
・「伊都」
古名が能
15面に、
白黒の写真
有る

⑤ヤ
772
-10/23
849

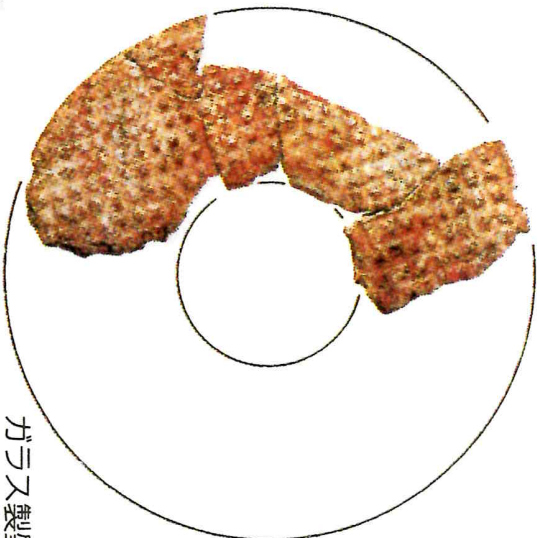
772^P - 14/23



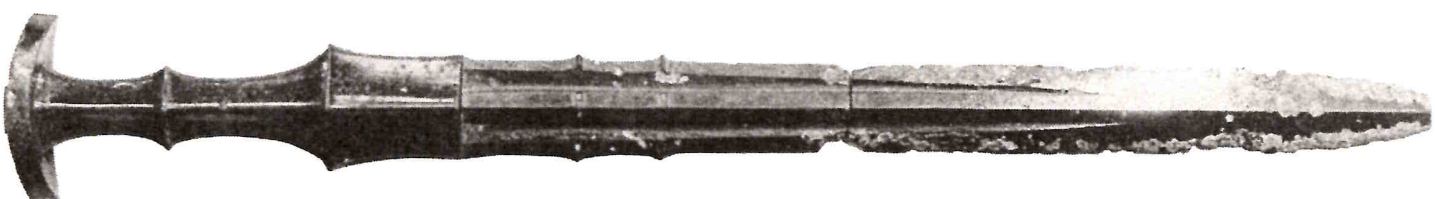
連弧文「清日」銘鏡



金銅製四葉座飾金具



ガラス製壁



有柄銅剣

④772^P
-2/15
有柄
銅剣
←
江戸時代
の出土

606
⑤ヤ
772^P
-10/23
849

写真図版 178 三雲南小路遺跡1号墓棺から出土した主な副葬品 (柳田康雄氏 提供)

『伊都国遺跡ガイドブック』系島新聞社、平成13年4月30日発行、口絵、54頁参照。

不要

伊都国遺跡ガイド
530m

772-15/23
12:55 AM
外ル由454°-8/8
456°

(2)

無文土器由457°-3/2
片方は1条、他方は2条

三 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

加 検 出 さ れ た 。 (第 210 図 参 照)

棺 を 取 り 囲 む と 考 え ら れ る 溝 (周 溝) の 一 部

の だ ろ う と 推 測 さ れ る 。

＊ つ ま り 、 三 雲 南 小 路 遺 跡 は 、 箕 子 達 の 墓 な

の で あ ろ う 。

波 田 式 土 器 や 須 玖 式 土 器 を 用 い た

＊ 第 四 章 無 文 土 器 に お い て は 巴 達 よ う に

へ 箕 子 達 が 赤 褐 色 の 無 文 土 器

照 とい う こ と が 分 か る 。 (写 真 図 版 55 。 177 参

無 な 周 す る 凸 帯 以 外 に 紋 様 が

＊ な お 、 二 号 甕 棺 (大 型 甕 棺) の 写 真 か ら

この 大きな 甕 は 、 内 外 共に 赤 褐色 で 、 胴 部 を 一

130, 1, 14 ~ 1, 16 (4回) 須賀式 弥生時代 246, 伊都国遺跡ガイド 55, 弥生中期後半
和2 (2020) 8, 13 (木) ~ 8, 15 (4回) 270
伊都国遺跡ガイドブック 55, 2021 5773, 1% 林三子 最後の王 772-16/23

天つき 改行
田437-1/2
「三雲は、弥生中期中ごろ以降のものと考えられていて、弥生時代 269-290」

伊都国遺跡ガイド 55, 弥生 16行, 内たか 不
改行

7/15 下 8/15 8/13

都歴史資料館に展示されている。(2) 一五五頁参照
が設置されており、出土品の一部が近くの伊
調査後、遺跡は埋め戻された。現在、説明板

遺跡の二基の寶棺墓は、箕準(前二世紀頃の箕子王)の血筋
を引く王族(弥生中期後半)(紀元前後二)の王族の墓なのだろう
と思われる。(第3表参照)

豪華な副葬品をもち、巨大な墳丘に埋葬された三雲南小路
跡では、同一墳丘上に二基の寶棺一か埋葬さ
水ておらず、かなり特異な状況がうかがえる。
巨大な墳丘に埋葬された二つの寶棺墓は、弥生時代中期後
半ごろ(紀元前後二)の伊都国王の墓であると考えられてい
という。(2) 一五四~五五頁参照

あつたと推定されている。
同時代の遺跡で墳丘を持つ寶棺墓は、佐賀
県吉野ヶ里遺跡・福岡市早良区吉武樋渡遺跡
など、全国でも著名な遺跡に同様の例が見られる。
これらの墳丘墓では、墳丘上に多数の寶棺
を埋葬するのが普通である。ところが三雲南小路遺
跡では、同一墳丘上に二基の寶棺一か埋葬さ

第157回 墳丘墓分布 参照
新(2) - 329頁